議題１：学校医等の報酬と職務について（名古屋市提出）

資料１－１

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
名古屋市	ア：学校医（内科）・・・報酬年額２１６，４００円、管理料年額３６，０００円、人数割単価３３５円 イ：学校医（眼科）・・・報酬年額２１６，４００円、人数単価３３５円 ウ：学校医（耳鼻咽喉科）・・・報酬年額２１６，４００円、人数単価３３５円 エ：学校歯科医・・・報酬年額２１６，４００円、人数単価３３５円 オ：学校薬剤師・・・報酬年額１８０，８００円、学級単価２，９５０円	ア：学校医、学校歯科医 定期健康診断、各種検診（内科・歯科・眼科・耳鼻科・結核）、宿泊的行事事前検診、就学時健康診断、健康相談、保健指導、疾病の予防処置、感染症の用処置、学校保健委員会 イ：学校薬剤師 プール等の水質管理、騒音の定期検査、給食調理場の衛生調査、揮発性有機化合物の検査、照度の定期検査、学校で使用する医薬品、毒物、劇物等の管理に必要な指導・助言、健康相談、保健指導、学校保健委員会
豊橋市	学校医（内科）　基本給224,000円/年、管理料39,000円/年、児童生徒割470円/人、出勤割36,000円/年、教職員割2,230円/人 学校医（耳鼻科）　基本給224,000円/年、児童生徒割230円/人、出勤割16,200円/年、兼務校加算割10,100円/校 学校医（眼科）　基本給224,000円/年、児童生徒割230円/人、出勤割16,200円/年、兼務校加算割10,100円/校 学校歯科医 基本給224,000円/年、管理料20,000円/年、児童生徒割280円/人、出勤割16,200円/年 学校薬剤師 基本給224,000円/年、児童生徒割40円/人、出勤割16,200円/年、兼務校加算割10,100円/校	学校医 1 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。 2 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。 3 法第８条の健康相談に従事すること。 4 法第９条の保健指導に従事すること。 5 法第１３条の健康診断に従事すること。 6 法第１４条の疾病の予防処置に従事すること。 7 法第２章４節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。 8 校長の求めにより、救急処置に従事すること。 9 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第１１条の健康診断又は法第１５条第１項の健康診断に従事すること。 10 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。 ※就学時健康診断、教職員の血圧検査は医師会との委託により別途支払う。 学校歯科医 1 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。 2 法第８条の健康相談に従事すること。 3 法第９条の保健指導に従事すること。 4 法第１３条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。 5 法第１４条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。 6 市町村の教育委員会の求めにより、法第１１条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。 7 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。 ※就学時健康診断は歯科医師会との委託により別途支払う。 学校薬剤師 1 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。 2 （学校保健安全法施行規則）第１条の環境衛生検査に従事すること。 3 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。 4 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのもについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。 5 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
岡崎市	報酬年額　120,634,065円（平成30年度実績） 基本料　234,000円　　学校割（兼務の場合２校目から加算）　39,000円 管理料　39,000円、58,000円（200人以上）、78,000円（600人以上）（内科のみ） 児童生徒割　330円／人（薬剤師を除く） 教職員割　830円／人（内科）、教職員割　450円／人（歯科） 出校割　25,600円（1時間未満12,800円　薬剤師は講演会、啓発のみ対象）	＜学校医、学校歯科医＞　・定期健康診断及び就学時健診 ・学校保健計画及び学校保健委員会への参画 ・健康相談及び保健指導、感染症等に関する指導助言、救急時の対応 ・フッ化物洗口に対する支援等（歯科）　など ＜学校薬剤師＞　・学校環境衛生検査 学校保健計画及び学校保健委員会への参画、学校環境衛生に関する指導助言など

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
一　宮　市	学校医（内科）　年額416,000円＋児童生徒数割500円/人 学校医（精神科）　年額190,500円+児童生徒数割100円×全校児童生徒数の1% 学校眼科医・学校耳鼻科医　年額209,000円＋児童生徒数割90円/人 学校歯科医　年額219,000円＋児童生徒数割480円/人 学校薬剤師　年額257,000円 ※年額は、いずれも基本額のほか管理料等を含んだ額。	学校医（内科）　定期健康診断・大会/修学旅行等前健康診断・就学時健康診断・衛生管理等 学校医（精神科）　教育相談会・就学教育相談会・教育支援委員会 学校眼科医・学校耳鼻科医　定期健康診断 学校歯科医　定期健康診断・歯みがき指導・フッ素イオン導入・就学時健康診断等 学校薬剤師　学校環境衛生検査・医薬品管理の指導助言等 ※全職種共通：学校保健委員会への出席
瀬　戸　市	内科医　基本額　252,300円　管理料　145,000円 人数割　児童生徒健診　1,410円 就学時健診　710円　教職員　1,510円 眼科医　基本額　252,300円　管理料　72,900円 人数割　児童生徒健診 710円　就学時健診　360円 耳鼻科医　基本額　252,300円　管理料　72,900円　人数割　児童生徒健診 710円 歯科医　基本額　252,300円　管理料　72,900円 人数割　児童生徒健診　710円　就学時健診　360円 薬剤師　基本額　252,300円　管理料　36,600円	内科医　定期健康診断、就学時健診、修学旅行等の事前健診 教職員健康診断結果の判定、健康相談等 眼科医　定期健康診断、就学時健診 耳鼻科医　定期健康診断 歯科医　定期健康診断、就学時健診、歯科健口教室事業等 薬剤師　教室内空気環境調査、プールの検査等
半　田　市	●学校医 ・内科 基本額：年額　２５０,０００円 加算額：一人一回　７２０円 管理料：年額　９９,０００円 兼務給：年額　１２５,０００円 ・眼科・耳鼻いんこう科 基本額:年額　２５０,０００円 加算額:一人一回　６２０円 兼務給：年額　１２５,０００円 ●学校歯科医 基本額:年額　２５０,０００円 加算額:一人一回　６２０円 兼務給：年額　１２５,０００円 ●学校薬剤師 基本額：年額　２５０,０００円	●学校医 内容：学校の衛生管理事務や児童及び職員の健康診断、健康指導 勤務日数：約８日（内科検診、学校保健委員会、就学時健診等） ●学校歯科医 内容：歯科健康診断や歯科保健指導、歯科保健教育 勤務日数：約８日（歯科検診、巡回指導等） ●学校薬剤師 内容：学校の環境衛生について検査・助言 勤務日数：約７日（学校衛生検査、学校保健委員会）
春 日 井 市	学校医等の報酬年額等は、平成３０年４月１日付非常勤特別職の報酬改定があり、０．８％引き上げとなった。現在の報酬年額等の詳細は別紙のとおり。	別紙のとおり
豊　川　市	年額 基本額２６５，０００円、人員割（児童生徒１人当）３６０円、教職員人員割（１人当）１，６００円、兼務割１７，０００円	学校保健計画の立案、学校環境衛生の維持改善指導、定期健康診断及びその結果に基づく予防措置や保健指導、健康相談等。
津　島　市	内科医、眼科医、歯科医について 報酬年額（基本額）として、学校医等一人あたり200,000円、人数割り単価は一人あたり450円。　就学時検診を担当していただく学校医等には、基本額として25,000円、人数割り単価は一人　あたり450円支払っている。 また、学校医（内科医）については、カルテの管理料として50,000円支払っている。 学校薬剤師について 年３回の受水槽の状況調査及び給食調理場の食器残留物調査、年１回の教室環境調査（CO2と照度）に対して１日あたり800円を支払っている。また、担当している学校数×154,000円を支払っている。	内科医：年度当初の健康診断と就学時健康診断 眼科医：年度当初の健康診断 歯科医：年度当初の健康診断と就学時健康診断。加えて、学校によっては秋にも一度歯科検診を行っている。 学校薬剤師：年３回の受水槽・浄化槽の状況調査及び給食調理場の食器残留物調査、年１回の教室環境調査（CO2と照度）、夏期にカーペット等のダニの検査、飲料水の検査、プール水及びプール設備の検査

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
碧　南　市	【学校医】 ・内科 基本割（年額）235,000円 管理手当（年額）125,000円 人数割（１人当たり）900円 心電図読影料（１件当たり）520円 ・眼科、耳鼻科 基本割（年額）235,000円 管理手当（年額）105,000円 人数割（１人当たり）400円 【学校歯科医】 基本割（年額）220,000円 管理手当（年額）85,000円 人数割（１人当たり）600円 【学校薬剤師】 基本割（年額）210,000円 管理手当（年額）100,000円 出校回数割（１回当たり）15,000円	【学校医】 内科健診、血液検査・心電図検査監督、心電図読影、教職員健康診断、教職員健康相談会、就学時健康診断、眼科健診、耳鼻科健診 【学校歯科医】 歯科検診、就学時健康診断 【学校薬剤師】 定期環境測定（年7回）、プール管理委員会（年1回）
刈　谷　市	学校医 基本額（年額）235,000円、管理料132,000円、人数割（児童生徒、教職員1人当）910円	一般社団法人刈谷医師会と協議の上、学校保健安全法に則り実施している。
豊　田　市	学校医報酬年額算出方法：基本額　２４０，０００円+管理料　７０，０００円+人頭割（（５３０円×児童生徒数÷配置医師数）+（１，５００円×教職員数÷配置医師数））＋教職員保健管理費　２５，０００円 学校歯科医報酬額算出方法：基本額　２４０，０００円+管理料　４０，０００円+人頭割（４１０円×児童生徒数÷配置医師数） 学校薬剤師報酬額算出方法：基本額　２００，０００円+管理料　４０，０００円	学校保健安全法施行規則の第２２条の「学校医の職務執行の準則」に基づき、職務に従事。 主な職務状況 ・定期健康診断 ・学校保健委員会への参画 ・学校環境衛生検査の実施 ・学校への指導・助言 ・健康相談、保健指導、疾病・感染症予防に必要な指導・助言。
安　城　市	学校内科医 　基本額251,000円、管理料208,000円、大規模校加算137,700円 　児童生徒割830円/人、教職員割900円/人 学校眼科医、耳鼻科医 　基本額251,000円、管理料108,000円、兼務校加算34,500円 　児童生徒割700円/人 学校歯科医 　基本額246,000円、管理料47,000円、大規模校加算58,600円 　児童生徒割470円/人 学校薬剤師 　基本額219,000円	児童生徒等：定期健康診断実施、就学時健康診断実施　等 教職員：定期健康診断結果に対する所見提供、健康相談対応　等 その他：学校環境衛生の維持・改善、医薬品等の管理　等
西　尾　市	①基本額（年額）、②兼務料（年額）、③管理料（年額）、④生徒割額（1人あたり）、⑤新入学児検診（1人あたり） 学校医　①260,000円、②120,000円、③100,000円、④500円、⑤23,000円 学校歯科医　①260,000円、②120,000円、③80,000円、④500円、⑤23,000円 薬剤師①210,000円、②125,000円、③50,000円、④－、⑤－	①児童生徒の健康診断（内科検診を４～５月に１回） ②教職員の健康診断の総合判定（１１月に１回） ③就学時健康診断（小学校医のみ：１０～１１月に１回） ④学校への指導・助言（子供の健康面や学校の保健管理について相談があった場合） ⑤学校保健委員会の講師（各校年間１～２回） ⑥西尾市学校保健会総会・研究発表会への出席（年２回） ※⑥は、任意出席

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
蒲　郡　市	【基本給】内科・眼科・耳鼻科：230,000円、歯科：228,000円 【管理給】内科：129,700円、眼科・耳鼻科：90,000円 【出勤加算】学校医：18,900円（１回）、薬剤師：99,000円（年間） 【人数割（児童）】内科・眼科・耳鼻科：680円、歯科：650円 【人数割（教職員）】内科：1,510円 【看護師加算】看護師１人あたり１回：6,300円	学校保健安全法施行規則第２２条、２３条および２４条に基づいている。
犬　山　市	○学校医（内科、耳鼻科、眼科）報償金 基本料245,000円、管理料186,200円（※内科医のみ）、児童割990円×人数分 ○学校歯科医 基本料245,000円、児童割　990円×人数分 ○学校薬剤師 196,000円	児童生徒健康診断、保健指導、健康相談、職員健康診断の判定、学校保健委員会への出席、学級閉鎖の相談、学校環境衛生検査、学校保健計画案の作成及び確認など
常　滑　市	■単価の状況 （学校医） 基本額：250,000円　人数割：860円　執務給：43,800円 （学校歯科医） 基本額：206,000円　人数割：500円　執務給：43,800円 （学校薬剤師） 基本額：92,000円　執務給：43,800円 ■H30年度報酬年額実績 （学校医） 14,592,253円 （学校歯科医） 9,515,200円 （学校薬剤師） 2,012,800円	（学校医・学校歯科医） ４～６月：定期健康診断 １０～１１月：就学時健康診断 （学校薬剤師） ６～８月：水質検査 ６～２月：環境衛生検査
江　南　市	【学校医】 基本料　245,000円 管理料（内科医のみ）　186,200円 児童割　990円 教職員割（内科医のみ）　990円 【学校薬剤師】 基本料　174,500円	学校の健康管理に関する専門的事項、技術指導
小　牧　市	学校医）基本額・管理料　290,000円　児童生徒割　850円、教員割　950円 歯科医）基本額　240,000円　児童生徒割　650円 ※小学校の学校医、歯科医は、就学時健診あり（謝礼別途） 薬剤師）基本額　210,000円 眼科医)基本額　240,000円（兼務校手当50,000円）　児童生徒割なし 耳鼻咽喉科医）基本額　240,000円（兼務校手当50,000円）　児童生徒割なし ※兼務校２校の場合　２９万円、３校の場合３４万円	（学校医） 学校保健安全法施行規則第２２条に定められた職務 児童生徒の定期健康診断（内科検診、結核検診）、児童生徒の臨時健康診断 教職員の人間ドック受診者の学校保健安全法上の判定 感染症（インフルエンザ等）発生による学級閉鎖等の措置に対する指導・助言 学校保健委員会への出席

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
稲　沢　市	・内科医 基本額　291,000円 児童生徒割額　児童生徒数×660円 就学時健診児童割　就学児童数×710円 管理料　71,900円 ・耳鼻科医 基本額　291,000円 児童割額（１年生）　児童数×660円 管理料　71,900円 ・歯科医 基本額　284,000円 児童生徒割額　児童生徒数×610円 就学時健診児童割額　就学児童数×660円 管理料　57,400円 ・眼科医 基本額　291,000円 児童割額（１年生）　児童数×660円 管理料　71,900円 ・薬剤師 基本額　150,000円 出動割（出張手当）　出動回数×15,500円 管理料　30,000円	学校医職務の状況 年度当初　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与する。 ４月　児童生徒定期健康診断に従事する。 ４月　教職員健康診断に従事する。 １０月　就学時健康診断に従事する。 随時　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行う。 随時　健康相談に従事する。 随時　保健指導に従事する。 随時　疾病の予防処置に従事し、及び措置に関し必要な指導と助言を行う。 随時 　感染症の予防に関し必要な指導と助言を行い、学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事する。 随時　校長の求めにより、救急処置に従事する。 随時　必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。 随時　前述の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出する。 学校薬剤師職務の執行 年度当初　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与する。 ６月(プール開始前) 　学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ、試験、検査又は鑑定を行う。 随時　環境衛生検査に従事する。 随時　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行う。 随時　健康相談に従事する。 随時　保健指導に従事する。 随時　必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事する。 随時　前述の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出する。
新　城　市	150,000円/年、児童生徒1人　300円	年5回程度の訪問検診
東　海　市	学校医・学校歯科医 　基本額（年額）330,000円 　人数割（年額）　児童生徒１人につき1,400円・教職員1人につき1,500円 　出校回数割　1回につき38,500円 学校薬剤師 　基本額（年額）192,000円 　出校回数割　1回につき20,000円	学校医・学校歯科医 　児童生徒・教職員の定期健康診断や健康相談対応、就学時健康診断、学校保健会 学校薬剤師 　学校環境衛生検査、学校保健会
大　府　市	学校医　報酬年額327,900円、勤務報酬43,800円/回 歯科医　報酬年額203,300円、管理料63,500円/年、人数割640円/年 薬剤師　報酬年額182,200円、勤務報酬41,000円/回	児童生徒の健診（医師、歯科医師）、保健委員会への参加、相談（医師）、 環境衛生検査（薬剤師）
知　多　市	学校医、学校歯科医　　1,250円（児童生徒一人当たり） 学校薬剤師　　194,000円（年額：4回に分けて支払い）	学校医：定期健康診断（4月～6月）　、就学時健康診断（10月）、学校保健委員会への出席、感染症による学級閉鎖の判断（主任校医） 学校歯科医：定期健康診断（4月～6月）、就学時健康診断（10月）、CO、GO検診（11月～2月）、学校保健委員会への出席 学校薬剤師：学校環境衛生検査（6月～9月、10月、12月～1月）、学校プール水質調査（7月～8月）、学校保健委員会への出席

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
知　立　市	『小中学校における健康診断』についての学校医の報酬年額は、下記を基に積算（税別）。 学校医 基本割（1校につき）・・・・・「内科243,200円」・「歯科243,200円」・「眼科・耳鼻科243,200円」 管理料（1校につき）・・・・・「内科93,700円」・「歯科38,700円」・「眼科・耳鼻科49,800円」 兼務加算・・・・・・・・・・・「眼科・耳鼻科49,800円」（内科・歯科は無い） 人員割（1人につき）・・・・・「内科760円」・「歯科560円」・「眼科・耳鼻科760円」 薬剤師 基本割（1校につき）・・・・・「373,600円」 管理料（1校につき）・・・・・「80,000円」 兼務加算・・・・・・・・・・・・・・・薬剤師は無い 人員割（1人につき）・・・・・薬剤師は無い 『就学時健康診断』についての学校医の報酬年額は、下記を基に積算（税別）。 1時間につき40,500円。30分増す事に20,250円増加。←内科・歯科のみ。	学校医（内科・眼科・耳鼻咽喉科）の仕事 ①　定期健康診断・結核健康診断　（平成１５年度より、小中学校全学年を対象に問診及び内科検診による結核健康診断を実施。平成１８年度より、追加問診を実施。平成２８年度より、外国からの転入については市教委窓口にて問診・スクリーニングを実施する。１２月の結核作業部会を廃止） ②　就学時健康診断（１１月、各小学校） ③　担当学校の学校保健委員会での指導 ④　救急法講習会での講師（内科医） ⑤　山の学習・修学旅行参加者への事前診察（学校内科医） ⑥　水泳記録会・陸上記録会の参加者への事前診察（小学校内科医） ⑦　血液検査後の事後指導（中学校内科医） ⑧　知立市学校保健会行事（大会）参加⑨　教職員健康診断の事後指導（８月末、総合判定） 学校歯科医の仕事 ①　定期健康診断 ②　就学時健康診断（１１月、各小学校） ③　担当学校の学校保健委員会での指導 ④　歯についての指導講話 ⑤ 小学校１年生に実施されるフッ化物洗口の保護者向けの説明 （小学校歯科医；平成１５年度より実施） ⑥ フッ化物洗口指示書の作成 （小学校歯科医：１９年度より全学年で実施） ⑦　知立市学校保健会行事（大会）参加 学校薬剤師の仕事 ①　飲料水水質検査・備蓄薬品検査（５月～６月） ②　プール水質検査 ③　雑用水検査（年２回） 担当学校の学校保健委員会での指導 ④　ダニ・ホルムアルデヒド検査（８月） ⑤　教室照度検査（５月・２月）・理科室薬品検査（２月） ⑥　教室換気・騒音調査（５月・２月） ⑦　小学校で実施されるフッ化物洗口薬剤の計量（学校薬剤師代表；平成１５年度より実施） （平成２４年度からフッ化ナトリウム試薬をフッ化洗口剤オラブリスに変更） ⑧　知立市学校保健会行事（大会）参加
尾 張 旭 市	●　内科医 年額 基本額　252,300円 管理料　145,500円 人数割 ア　児童・生徒1人当たり　1,410円 イ　就学時児童1人当たり　710円 ウ　教職員1人当たり　1,510円 ●　眼科医・耳鼻科医 年額 基本額　252,300円 管理料　72,900円 人数割 ア　児童・生徒1人当たり　710円 イ　就学時児童1人当たり　360円	ア　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。 イ　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。 ウ　児童生徒等の心身の健康に関する健康相談に従事すること。 エ　保健指導に従事すること。 オ　健康診断に従事すること。 カ　疾病の予防処置に従事すること。 キ　感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。 ク　校長の求めにより、救急処置に従事すること。 ケ　教育委員会又は学校の設置者の求めにより、就学時児童の健康診断、学校の職員の健康診断に従事すること。 コ　必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。 ※　学校保健法施行規則第２２条による
高　浜　市	学校医：228，000円（基本額）＋87,600円（管理料）＋児童生徒１人につき430円（人員割） 歯科医：162,000円（基本額）＋61,200円（管理料）＋児童生徒１人につき430円（人員割） 薬剤師：192,000円（基本額）＋43,200円（管理料）	・園児・児童・生徒の定期健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科） ・児童の就学時健康診断（内科・歯科）　・産業医 ・高浜市学校保健会役員（会長・副会長・部会長） ・結核対策委員会委員 ・感染症における処置の判断　・出席停止による意見書の作成 ・学校環境検査（水質・照度・二酸化炭素）

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
岩　倉　市	校医報酬（年額）265,000円/人、薬剤師報酬（年額）155,000円/人	校医については、年度当初の健康診断のほか、学校保健委員会への出席や健診時欠席者や転入生の健康診断を随時、実施。薬剤師については、月１回程度学校を訪問し、薬品の保存管理の点検、照度の検査、プールの水質及び施設管理状況の点検を実施。
豊　明　市	・学校医 内科、外科 年額 ①基本額 275,000　②人数割1人　1,350 ③管理料　150,000　④就学時健康診断 28,000 ただし、基本額及び人数割については、担当医の人数で除した金額 ・眼科 年額 ①基本額　275,000　②人数割1人　189　③管理料　15,000 ・耳鼻咽喉科 年額 ①基本額　275,000　②人数割1人　189　③管理料　15,000 ・衛生管理医　１回　20,000 ・適応指導専門医　１回　20,000 ・学校歯科医 年額 ①基本額　275,000　②人数割1人　527　③管理料　15,000　④就学時健康診断　28,000 ・学校薬剤師 年額　117,000	4月：定期健康診断 6月：野外活動事前検診 9月：陸上競技大会の事前検診 10月：修学旅行の事前検診 11月：就学時健康診断（学校医・歯科医のみ） 6月：学校プール検査、8月：室内空気検査（薬剤師のみ）
日　進　市	【学校医】年額315,000円、管理料240,000円、児童生徒１人当たり1,350円 【学校歯科医】年額227,000円、管理料41,500円、児童生徒１人当たり675円 【学校眼科医】年額157,000円、児童生徒１人当たり675円 【学校耳鼻咽喉科医】年額157,000円、児童生徒１人当たり675円 【学校薬剤師】年額206,000円	【学校医】健康診断、行事前健康診断、学校保健委員会、学級等閉鎖実施判断相談等 【学校歯科医】健康診断、学校保健委員会等 【学校眼科医】健康診断等 【学校耳鼻咽喉科医】健康診断等 【学校薬剤師】理科室及び保健室薬品管理状況点検、学校保健委員会等
田　原　市	【学校医】　（人数）17人（均等割）210,000円/年（人数割）360円/人（出校割）12,000円/回 【学校歯科医】（人数）22人（均等割）190,000円/年（人数割）330円/人（出校割）12,000円/回 【学校薬剤師】（人数）12人（均等割）136,000円/年（人数割）ー（出校割）12,000円/回 【学校耳鼻・眼科医（ともに中学校のみ）】（人数）耳鼻：2人、眼科：3人（均等割）210,000円/年（人数割）360円/人（出校割）12,000円/回 ※平成１９年４月改正	【学校医】定期健診、修学旅行・耐寒訓練前等臨時健診、学校保健委員会等 【学校歯科医】定期歯科検診、学校保健委員会等 【学校薬剤師】学校環境衛生検査 【学校耳鼻・眼科医（ともに中学校のみ）】定期健診
愛　西　市	・学校医　（年額）一校当たり190,000円　（加算）児童生徒一人当たり270円教職員一人当たり570円 ・学校歯科医　（年額）一校当たり163,100円　（加算）児童生徒一人当たり270円 ・学校眼科医　（年額）地区当たり147,500円　（加算）児童生徒一人当たり140円 ・学校薬剤師　（年額）一校当たり91,700円　（検査）一回当たり6,000円	・学校医　　4～5月定期健康診断　4～9月各種行事前検診　10月小学校就学時検診 学校保健委員会年1～2回開催 ・学校歯科医　4～6月定期歯科検診　10月小学校就学時検診　学校保健委員会年1～2回開催 ・学校眼科医　4～6月　眼科検診 ・学校薬剤師　6月受水槽状況調査・食器残留物検査　年3回 6～7月プール水質検査　年1回 学校保健委員会年1～2回開催
清　須　市	年額　316,300円 人数割単価　1,350円	就学時、内科・結核・運動器、眼科、耳鼻科、歯科検診 大会等に出場する選手がいた場合には、選手検診
北名古屋市	報酬年額 校医・園医及び歯科医　１校　１人　316,300円、薬剤師　１校　１人　５１，000円 人頭割額：校医　　園児・児童・生徒数×1,350円 人頭割額：歯科医　　園児・児童・生徒数×240円 単価：医師　1時間35,500円 看護師　1回4,000円 歯科衛生士　1時間7,000円	予防接種・各種健康診査等及び北名古屋市教育委員会が学校保健安全法に基づき実施する学童等の健康診断

市名	回答	
	（１）学校医等の報酬年額、人数割単価等の状況	（２）年間の学校医等の職務の状況
弥　富　市	【学校医】 年額　1校当たり基本額１７１，０００円に割当児童又は生徒1人につき２６０円を加算 【学校歯科医】 年額　1校当たり基本額１５５，０００円に割当児童又は生徒1人につき２００円を加算	【学校医】内科検診、長距離走事前検診、必要に応じ学校保健委員会への出席 インフルエンザ等などの感染病対策への助言 【学校歯科医】歯科健診、必要に応じ学校保健委員会への出席
み よ し 市	【学校医】 年額1校1人につき、基本額240,000円及び管理料70,000円に割当児童又は生徒1人につき530円を加算した額 【学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医】 年額1校1人につき、基本額190,000円及び管理料70,000円に割当児童又は生徒1人につき410円を加算した額 【学校歯科医】 年額1校1人につき、基本額240,000円及び管理料40,000円に割当児童又は生徒1人につき410円を加算した額 【学校薬剤師】 年額1校1人につき、基本額240,000円及び管理料50,500円を加算した額 【みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例】	【学校医】（４～５月）内科検診・結核健診　（１０～１１月）就学時健診　（随時）学校保健委員会の参加、感染症について相談 【学校歯科医】（５～６月）歯科健診　（１０～１１月）就学時健診　（随時）学校保健委員会の参加、歯磨き指導、フッ化物洗口の指示 【学校薬剤師】（年２～３回）環境衛生検査　（年１回）プール水質検査
あ　ま　市	年間報酬１校あたり 内科医：２０３，４００円　人数割単価２７０円 歯科医：１４４，７００円　人数割単価２７０円 眼科医：１４４，７００円　人数割単価２７０円 薬剤師：　７０，３００円 産業医：３００，０００円	学校によって有無、回数は異なるが 内科医：健診１～３回、就学時健診（小のみ）、学校保健委員会の参加年０～３回 歯科医：健診１回、就学時健診（小のみ）、学校保健委員会の参加年０～３回、学校によって歯科指導講演年１回 眼科医：健診１回、学校保健委員会の参加年０～２回 薬剤師：学校環境衛生基準の検査、学校保健委員会の参加年０～３回、学校によって食物アレルギー薬講座年１回 産業医：職員健診結果の文書指導、学校保健委員会・衛生委員会の参加０～１回
長 久 手 市	【年額】内科医：２５０，０００円／歯科：１７０，０００円／眼科医：１９０，０００円／耳鼻科医：１９０，０００円／薬剤師：１４５，０００円 【人数割単価】内科医：９００円（教職員人員割：１，０００円）／歯科医：６５０円／眼科医：６５０円／耳鼻科医：６５０円／薬剤師：なし	学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与 学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行う 健康相談 保健指導に従事 健康診断に従事 疫病の予防処置従事　等

資料1－2（春日井市）

学校医の業務内容について

H31.4.1

項　目	日 数	時 期	報酬の年額及び支払い時期
定期健康診断	3～5日 (学校規模により異なる)	4～5月	基本額　246，760円 管理手当　51，410円 ※人数割単価　780円 （年度末支払い） ※人数割りについては、児童生徒数を乗じて、校医の数で除して計算
行事前健診	2～3日	学校行事前	
学校保健委員会	1日	秋頃	
健康相談	随時	随時	
就学時健診 (小学校のみ)	1日	10～11月	38，870円（12月支払い）
教職員健康診断	1日	9～10月	38，870円（年度末支払い）
教職員健康相談	随時	随時	

学校医（眼科）の業務内容について

H31.4.1

項　目	日 数	時 期	報酬の年額及び支払い時期
定期健康診断	1～2日 (学校規模により異なる)	4～6月	基本額　246，760円 管理手当　51，410円 兼務校割　25，710円 （3校受持ちの場合25，710円×2） （年度末支払い）
学校保健委員会	1日	秋頃	
健康相談	随時	随時	

学校医（耳鼻咽喉科）の業務内容について

H31.4.1

項　目	日 数	時 期	報酬の年額及び支払い時期
定期健康診断	1～2日 (学校規模により異なる)	4～6月	基本額　246，760円 管理手当　51，410円 兼務校割　25，710円 （3校受持ちの場合25，710円×2） （年度末支払い）
学校保健委員会	1日	秋頃	
健康相談	随時	随時	

学校歯科医の業務内容について

H31.4.1

項　　目	日　数	時　期	報酬の年額及び支払い時期
定期歯科検診	3～5日 (学校規模により異なる)	5～6月	基本額　246，760円 ※人数割単価　　670円 (年度末支払い) ※人数割りについては、児童生徒数を乗じて、学校歯科医の数で除して計算
秋季歯科検診	2～3日	10月～12月	
学校保健委員会	1日	秋頃	
歯に関する健康相談	随時	随時	
就学時健診 (小学校のみ)	1日	10～11月	38，870円（12月支払い）

学校薬剤師の業務内容について

H31.4.1

項　　目	日　数	時　期	報酬の年額及び支払い時期
学校保健委員会	1日	秋頃	基本額　　215，920円 複数校手当1校当たり　215，920円 (年度末支払い)
学校保健安全法第5条の環境衛生検査	随時	随時	
学校環境衛生に関する指導助言等	随時	随時	
医薬品等の管理に必要な指導助言等	随時	随時	
保健管理に関する技術指導	随時	随時	